山西省交城県石壁山玄中寺の八思巴文字蒙古語碑文の解読

小沢重男

序

現在，われわれが研究対象となし得る八思巴文字蒙古語資料は多くはなく，N. Poppe: The Mongolian Monuments in Ḥp'ags-pa Script. (Otto Harrassowitz. Wiesbaden. 1957) 所収の数個の碑文[1]と牌子[2]および，E. Haenisch: Steurgerechtsame der chinesischen Klöster unter der Mongolenherrschaft (Verlag von S. Hirzel in Leipzig 1940) 所収の三個の碑文，さらに G. Tucci: Tibetan Painted Scrolls 所収の故 P. Pelliot 教授の Un rescrit mongol en écriture[3] において取扱われた一碑文，以上の碑文，牌子が，まとまったものとしては存するのみである．その他には，僅かに故 G. Ramstedt 博士によって発表された Mannerheim Fragment[4] および P. Aalto による追加の fragment[5] が二個見られるに過ぎない．

本稿において私が解読を試みた「石壁山玄中寺八思巴文字蒙古語碑文」は，新発見[6]の碑文で，勿論，未だ学界に発表されたことはなく，数少ない八思巴文字蒙古語資料の一つとして貴重なものであり，その数少ない資料の中に，本碑文を加えることのできたことに私は大きな喜びを感じている．

この学界未発表の新碑文を，私がどうして目睹し得るに到ったかの経緯を述べるべきかと考えられるが，碑文の解読には直接関係のないことでもあり，また，紙数の制限もあるので，ここでは省略にしたがいたい．

さて，本碑文は，題目に掲げたごとく，中国の山西省の交城県，石壁山玄中寺に現存するものである．勿論，私は，この実物を直接見たわけではなく，私が見たのは，東京浅草の田原町電停前の「なつめ寺」の寺主菅原恵慶師が蔵されている碑文の拓本である．私の解読の対象となったこの拓本の八思巴文字の書体は非常に明瞭で解読の妨げとなるような個所は一つもなく優れた拓本といわねばならない．私は善光寺東京別院寺主壬生照順氏の紹介で菅原師に面会し，私の研究資料としてこの拓本の貸与を請うた処，師は即座に快諾して下され，その上，石壁山玄中寺の研究書，大谷大学教授道端良秀師の「中国の浄土教と玄中寺」および「菅原恵慶：なつめ樹は生きている」の二冊の書物まで下され，さらに対訳の中国語碑文の拓本も貸与して下

さった．私が，ここに，本碑文の解読を発表できたのは，一重に菅原師のご好意の賜ものであり，深い感謝の念を禁じ得ない．ここに篤くお礼を申上げる次第である．

この珍らしい拓本が菅原師の所蔵となった事情を簡単に記すことは，「石壁山玄中寺」なる寺の説明にもなり，また菅原師の今回のご好意にも報いることにもなるので，必要欠くべからざることと思われる．

私は仏教のみならず，おおよそ，宗教に関しては門外漢であるので何もわからないが，菅原師の言によれば，この玄中寺は日・中両国の浄土教の根源地とのことである．道端良秀師は上掲書の序文において，次のごとく述べている．「然もこの玄中寺は，真宗における七祖と次第相承の中，中国の三高僧，曇鸞大師，道綽禅師，善導大師の居住せられた処であり，曇鸞大師の創建せられたものとして，この寺を中心として，中国の浄土教が発展隆盛に赴いたのであった．この玄中寺の浄土教が日本に伝へられて，法然上人の浄土宗の独立宣言となり，その門下の諸流となったが，特に親鸞聖人によって，玄中寺の念仏が民衆化され，玄中寺の名が知られる様になったのである．

中国の浄土教は，唐代の道綽善導によって，一宗として大成したものであるからして，従って中国日本の浄土教は，全くこの玄中寺から発祥したものと言ってよい．まさしく玄中寺は，日本浄土教の源叢地である．念仏教徒の憧れの地であり，聖地であり，一度は参詣し度い地なのである．」

このように，石壁山玄中寺は，中国における名寺であるばかりでなく，日本の浄土教のいわば総本家のような寺である．

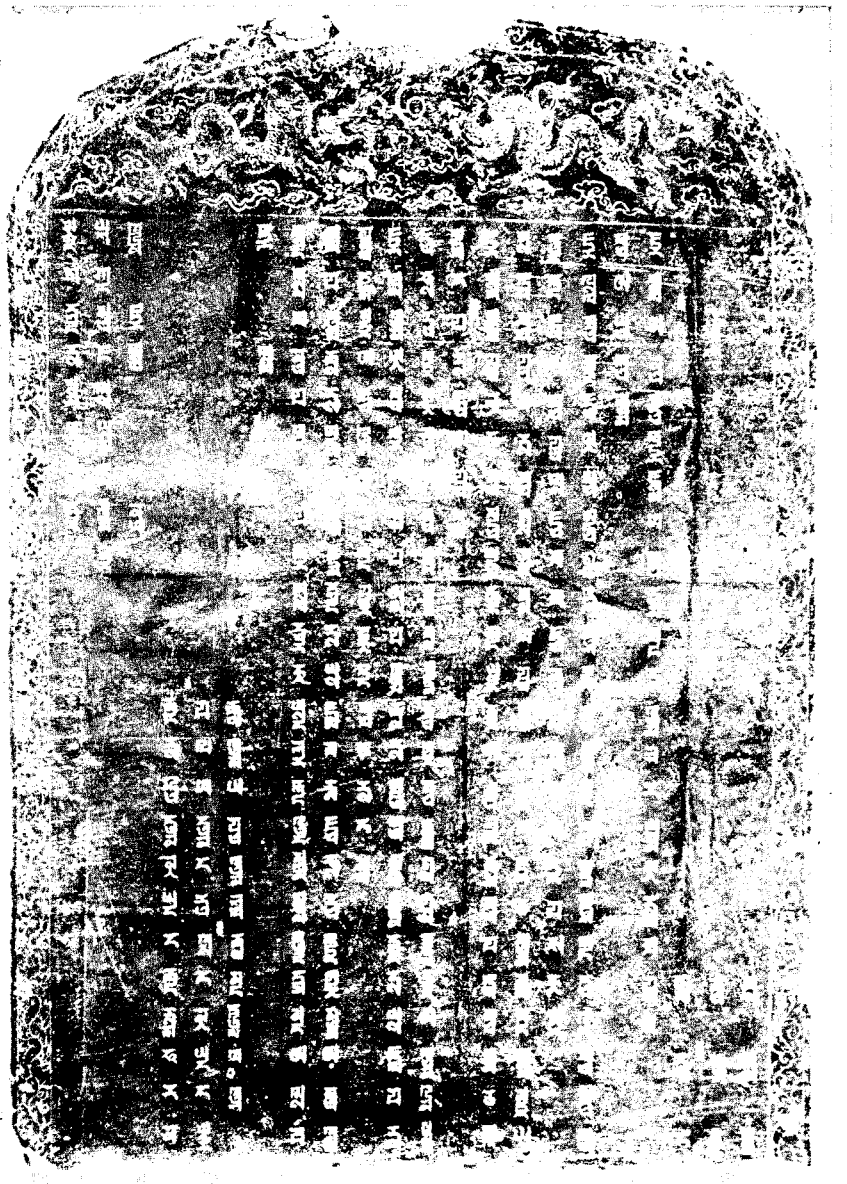
しかるに，この玄中寺は

「然しこの様な聖地でありながら，玄中寺が一体何処にあるのか，現在尚，寺として存在して居るのかどうか，堂舎がないとしても，その遺蹟でも残っているのかどうか，全く一切不明のままであった」（上掲書，序文）

というような状態であった．しかし，幸にも，故常盤大定博士の苦心の踏査が実って，この聖地の現存が発見された．それが大正九年のことである．（道端師上掲書）

石壁山玄中寺とは，このような寺であるが，このお寺で，昭和十七年十月七日に日華合同曇鸞大師千四百年法要が行なわれ，菅原師はその際，副導師として中国に渡り，常盤大定博士大導師と共に玄中寺に赴かれた．（菅原恵慶：なつめ樹は生きている）この八思巴字蒙古語碑文の拓本は，併し，師のその第一回の玄中寺行によってもたらされたものではなかった．

大東亜戦争は，その後の師の渡華を許さなかったが，終戦後 1957 年（昭和 32 年）の九月に「石壁山玄中寺開光法要」に中国より招待され，日本代表団の副団長として菅原師は再び玄中寺を訪れる機会を持たれた．本碑文の拓本は，この第二回目の玄中寺行の時，中国側からの



山西省交城縣石壁山玄中寺の八思巴文字蒙古語碑文

贈物として菅原師に恵与されたものであった.

このような事情を経て，この拓本は菅原師の下に蔵されるに到ったのである．私は八思巴文字蒙古語の拓本が日本に存するなどとは夢にも思っていなかったし，また，その拓本が，八思巴文字蒙古語の新資料でもあったので，早速，この碑文の解読に取りかかった次第なのである．

[註 1] 数個の碑文とは，**1**. 1276 年の竜門神禹廟の安西王令旨碑 **2**. 1314 年の陝西省鎚屋の大重陽万寿宮聖旨碑．**3**. 1314 年の河南省安陽の善応儲祥宮聖旨碑．**4**. 1321 年のダルマバラ太皇太后の懿旨．**5**. 1283 年のアナンダの令旨．**6**. 1306—1307 年の佈告．**7**. 居庸関碑文 a．**8**. 居庸関碑文 b などである．

[註 2] 数個の牌子とは，**1**. ボゴトリスクの牌子，**2**. モンゴル・ペルシャ・中国語の碑子，**3**. ニュクの牌子などである．

[註 3] P. Pelliot 教授のこの論文を私は未だ見ていない．

[註 4] Mannerheim Fragment とは，C. G. E. Mannerheim がその 1906 年の expedition において，東トルキスタンのある処から発見した断片のことである．この断片が G. J. Ramstedt 博士によって研究されたものが "Ein Fragment mongolischer Quadratschrift" であることはよく知られている．

[註 5] P. Aalto: A Second Fragment of the Subhāsitaratnanidhi in Mongolian Quadratic Script. JSFOu 57(5) : 1—6 (Helsinki, 1954) この他，Poppe教授によれば，third fragment が間もなく発表されるとのことである．

[註 6] 本碑文は，道端良秀師によれば，すでに昭和十七年に道端師によって発見されていたが，八思巴字蒙古語碑文の方は解読されないまま現在に到ったものである．(道端良秀：中国における浄土教と玄中寺)

§I. 本碑文の形状

(1) 本碑文は，その拓本の大きさから見て，大体，縦1米余，横 80 糎内外の平板な石上に刻まれたもので，一面に，八思巴文字蒙古語，その裏面に，対訳の中国語訳が刻まれている．

碑石上の文字の刻まれた部分は，拓本によって計ると，蒙中両碑文とも，縦 82 糎，横 64 糎の規形で，碑石の上部の竜模様を施した部分および下部の模様面を考慮すると，この碑石の大きさは，大体，上記のごとくになると思われる．

八思巴文字面は全部で 22 行からなり，その形式は，今までに発見された聖旨碑文のそれとほとんど変りなく，その内容は，元代の皇帝の詔勅であって，従来の聖旨碑文の内容と較べて，とり立てて新らしいものはない．ただ，若干の単語の形に関しては，従来の碑文の中に見られない形のものも見られる．それ等については後段で言及される．

対訳の中国語碑文は，蒙文 22 行の本文を 16 行で訳了し，最後に別に3行を附して，本碑石の建立者を記している．したがって，全部で 19 行の碑文である．なお，最後の3行に当るものは当然のことながら蒙文には見られない．

この中国語碑文の方は，本文中に，若干の破損が見られるが，他の中国語碑文，および対訳の蒙文碑文と対比によって，その破損個所の再構は容易である．

蒙文碑文の方は，前言したように，一個所の磨滅，破損もない立派な碑文である．

§II. 本碑文の著者および著作年代

中国語碑文の最後に見られる「前第九代住持沙門従吉立石」なる記録によって，この碑石を建立したのは，玄中寺，第九代の住持たる従吉なるを知る．併し，この従吉が，何時から何時まで玄中寺の住持であったかは実証できないし，また，この碑石が何時建立されたかも確定はできない．だが，道端師の上掲書によれば，七代住持の従和が「大徳十一年 (1307) から，延祐七年 (1320) 迄は確実に彼が住持して居たということを知ることが出来る」し，また，十代の住持洪遷，竜厳禅師が至元四年 (1338) には，すでに玄中寺の住持であったことも知られるから (道端師，上掲書)，八代住持——氏名不詳——と九代の従吉住持の玄中寺における住持年限はその最大限を見積っても 1321 年の至治元年から 1337 年の至元三年 (後至元) の 17 年間ということになる．この 17 年間の中，九代従吉が何時から何時まで，玄中寺の住持の職にあったかは不明であるが，まず 1330 年前後に，この碑石は建立されたものであろう．

さて，次に本碑文の著作年代であるが，これについて，以下に若干の考察を試みよう．八思巴字碑文の最後に，

ǰarliq manu hük'er ǰil qabur-un t'eri'un zara-yin qorin t'abun-a
詔勅を←吾等の 丑の 年の 春 の はじめの 月 の 二十 五日 に
Taydu-da buguė-dur bič'ibeė
大都 に いる 時に、書けり.

とあり，対訳の中国語碑文にも

牛児年正月二十五日大都有時分写来

のごとく見える．この記録から，この詔勅が，“丑の年の一月二十五日に大都において書かれた”ものであることは知り得るが，この“丑の年”が何年にあたるかは全然わからない．併し，八思巴字碑文の中の「大原府にある石壁寺にいる安僧禄に奉持して行くところの詔勅を与えた」という記録がある．この記録が“丑の年”の決定の何らかの鍵にはならないだろうか？この安僧禄とは玄中寺の初代住持たる円明禅師恵信の第一の弟子，広安なること疑を入れないから——道端師の上掲書によれば，広安は「大原路都僧録」になったとあるし，また，「大原路都僧録安公碑」(元貞元年 1295) なる碑もあるという．この碑文は広安が玄中寺の住持にあった時代に時の元朝皇帝，世祖が，彼広安に下賜された聖旨なることは明らかである．道端師はこの玄中大師広安などは，その名一世に冠たる高僧なので「恐らく住持職を襲ったであろうと思われるが，今の処は何らこれを鮮明にする資料がない」とされているが，広安が何代の住持か不明であるが住持であったことだけは，この八思巴字碑文から知られるわけである．この広安が何時から何時まで玄中寺の住持であったかがわかれば，この碑文の書かれた“丑の年”のおおよその見当はつくことになるが，これが，残念なことにわからない．併し，推察するに，初代住持恵信の第一の弟子であったのだから，恐らく二代住持を引き継いだのではなかろうか．四代住持の広瓊は至元十五年 (1278) には確実に住職となっていた (道端師の上掲書) のだから広安を二代 (又は三代) とすれば，勿論それ以前である．さきに挙げた「太原路都僧録安公行碑」は広安の行状碑で，それによって広安の事は可成り明らかになる．道端師は次のように書かれている．

「今この二碑によって広安の伝記を見ると，彼は交城県広興里の人で，幼の時に竜山玄中寺に入りて，恵信禅師について出家し，不惑に至るまでこの玄中寺恵信の下に在って，師恵信を輔佐し僧行を正した．彼の容貌魁偉にして，形儀衆に出でたが，後に大元帝師に遭い，共に万歳山に至って大元皇帝にまみえた．帝は彼を還俗せしめて，禁衛たる鎮殿将軍たらしめんとしたが，彼はこれに従はず，よって彼に太原路都僧録を授く．彼の僧録としての威令頗るよく，風の草木を靡くが如くであった．至元七年 (1270) に旨を奉じて都に至りて大衣を賜り，帝師の戒を受け，八年又恩賜を蒙った．云々」

以上の道端師の記述から見れば，至元七年前には恐らく玄中寺の住持になっていたのであろうし，また，彼の僧録としての威令はこの年の前後数年が恐らくもっとも強かったのではある

まいか．このように考えると，碑文の“丑の年”は至元二年の乙丑の年（1265）かあるいは至元十四年の丁丑の年（1277）のいずれかであろうとの推定が成立する．（1253 年の癸丑の年と推定することは出来ない．何故なら，1253 年には未だ八思巴文字は作成されていないから．）

この乙丑の年か丁丑の年かいずれを採るべきかが問題である．併し，この問題は，最終的には解決困難である，というのは，乙丑の年の 1265 年には，八思巴文字は未だ公には使用されていなかったと考えられるから，1265 年とするのに躊躇を感じるし，また丁丑の年の 1277 年には恐らく広安は石壁山玄中寺の住持の職を去っていたであろうから——というのは，前記のごとく，第四代の広瓊が，1278 年にはすでに住持の職にあったことが知られているので——1277 年とするのもどうかと思われる．すなわちこの両者に難点があって決定しにくいのである．広安が二代か三代か，どちらの住持であったかが判明すれば，この問題は完全にケリがつくわけだがそれも知られていない．それ故，この問題は未解決のまま残さねばならない．併し私はどちらかを採れということになれば，諸般の事情を考慮して1265年の方をとりたい気がする．そうすれば，広安は玄中寺に第二代の住持であったことになるが．

以上の考察から，私は，この碑文は，至元二年（1265）の乙丑の年に，当時大元皇帝世祖ホビライ汗から，玄中寺第二代住持広安に下賜された聖旨であると一応定めておきたい．

なお，道端師は，この八思巴字蒙古語碑文を「成吉思汗制旨」のごとく呼ばれているが，これは恐らく中国語対訳碑文中に見える「成吉思皇帝」を見て，便宜的に，このように呼ばれているのであろう．併し，このように呼ぶと，“成吉思汗の降した聖旨”のごとく誤解される恐れがあるから，よい呼び名ではないであろう．また，“丑の年”を『「前九代住持吉立石」とあるから，晋宗の泰定二年乙丑（1325）であろう』とされているが，これは，この碑文の著作年代と碑石の建立年代を混同してしまった結果起ったことであろう．この碑文は“1265年のホビライ汗の碑文”と呼ぶのが適当であろう．

§III. 八思巴文字* のローマ字表記について

八思巴文字のローマ字表記は［P. ḤP. S.］における Poppe 教授の表記様式を採用するが，次の二点のみは氏の様式と異なる．

* モンゴル王朝の第六代の皇帝世祖ホビライ汗は自分の師と仰いだチベットの高僧ラマ八思巴に命じて国威発揚のため，従来のウイグル式モンゴル文字にかわる国字を製作せしめた．その新らしい国字が八思巴文字あるいは方形文字と呼ばれるものである．八思巴文字が始めて頒行されたのは至元六年（1270）であるが，ホビライ汗は帝位についた1260年に八思巴に国字の製作を命じたのであるから実際には 1270 年以前から使用されていたものと考えられる．八思巴文字は周知のごとく，チベット文字を，その形を幾分変えたり，新たな文字を若干加えたりして，蒙古語音を書写するのに適合せしめた文字であるが，従来のウイグル式蒙古文字よりは，蒙古語音を正確に表記し得る点，また，外国語，たとえば中国語などをも正確に書写し得る点において優っているといえよう．

① transliteration (転字) における場合，たとえば  および  などを，Poppe 教授は前者を q'an，後者を g'e-ju と転字するが，私は，qa'an, ga'e-ju と転字する．

② transliteration (転字) における場合，たとえば， を Poppe 教授は 'eu-lu と転字するが，私は aeu-lu のごとく転字する．

上の二点を除けば，Poppe 教授の表記法と私のそれとは一致する．転写の場合にはこの種のことは起らないから，私の転写方針は Poppe 教授のものと一致する．

以下に字母表を掲げる．

I．母音字

No.	転写字	語頭	語中	No.	語頭	語中	転写字
1	a		—	5			è
2	o			6			ö
3	u			7			ü
4	e			8			i

II．子音字

	p		t'		c'		č'		k		ŋ
	b		d		j		j		k'		h
	v		n		s		š		g		·
	m		r		z		ž		q		ʸ
	t		l		č		y		ɣ		ɥ

母音字の1の字は，その語が母音で始まることを示す一種の符号で，アラビヤ文字のアーリフに当るごときものである．単独にこの字のみが書かれた場合は a を示す．

母音字2には二つの形があるが，音の差異を示すものではなく，その時々によって，区別なく両者が使われている．

母音字 5，6 にも二つの形があるが，これも上と同様である．

なお，母音字6は転字では aeo となり，母音字7は転字では aeu となる．

子音字の p, v, t, c', j, ž, č, z, k, γ, y, ᵸ の 12 文字は蒙古語を表記する場合にはほとんど用いられず*，主に中国語，西蔵語などの外来語を表記するためのものである．

蒙古文語の無声閉鎖音および閉擦音 t, k, č はそれぞれ有気の t', k', č' で表わされ，対応の有声音 d, g, ǰ は八思巴字でも全濁の d, g, ǰ で表わされる．

蒙古文語の q と γ とは，八思巴字ではほとんど全部 q のみで表わされる**．

§IV. 本碑文の Transliteration (転字)

1. moŋ-ga-dėŋ-ri-yin-k'u-č'eu-dur
2. yė-ke-su-ǰa-li-yin-ʻiha'en-dur
3. qa'an -ǰar-liq -ma-nu
4. č'e-ri-ʻu-dun-no-yad-da-č'e-rig-ha-ra-na
5. ba-la-qa-dun-da-ru-qas-da-no-yad-da-yor
6. č'i-qun-ya-bu-qun-Ė̇l-č'i-ne-da'ul-qa-quė
7. ǰar -liq
8. ǰiŋ-gis-qa-nu-ba-qa'a-nu-ba-ǰar-liq-dur-do-yid-Ė̇r-k'e-ʻud-sėn-šhi-ŋuŋ-daš-mad-a-li-ba
9. al-ba-qub-č'i-ri-aeu-lu-aeu-ǰen-dėŋ-ri-yi-ǰal-ba-ri-ǰu-hi-ru-ʻer-aeo-gun-a-t'u-qayi
10. ga'ek'-deg-sed-a-ǰu-ʻue-Ė̇-du-ʻe-ber-beo-ʻe-su-u-ri-da-nu
11. ǰar-li-qun-yo-su-ʻar-a-li-ba-al-ba-qub-č'i-ri-aeu-lu-aeu-ǰen-dėŋ-ri-yi-ǰal-ba-ri
12. ǰu-hi-ru-ʻer-aeo-gun-a-t'u-qayi-ga'en-t'ay-aᵸen-hᵸu-dur-bu-k'un-ši-bi-zhi-dur-a-qun -ʻan-shiŋ
13. leu-da-ba-ri-ǰu-ya-bu-ʻayi
14. ǰar-liq-aeog-beė-Ė̇-de-nu-seu-mes-dur-ge-yid-dur-a-nu-Ė̇l-č'in-bu-ba-ʻu-t'u-qayi-u-la'a
15. ši-ʻu-su-bu-ba-ri-t'u-qayi-c'aŋ-t'am-qa-bu-aeog-t'u-geė-qa-ǰar-u-sun-baq-t'e-gir-med -ya
16. ʻud-k'e-ǰi-a-nu-bu-li-ǰu-t'a-t'a-ǰu-bu-ab-t'u-qayi-Ė̇-de-ba-sa-do-yid
17. ǰar-liq-t'u-ga'e-ǰu-yo-su-aeu-ge-ʻuė-aeuė-les-bu-aeuė-led-du-geė-aeuė-le-du-ʻe-su-aeu -lu

* 蒙古語を書写した八思巴字で t が用いられるのは talayi "海"，k が用いられるのは yėke "大きい"，z が用いられるのは zara "月" のみである．

** Mo. suburǰan の -γ- のみは八思巴字でも q でなく γ で表わされている．この語は八思巴字では supurǰan のごとく b の代りに p も現われているが，これはソグド語の spur *x*an の借用語であるからであろう．

18. ʻu-a-yu-qu mun

19. ǰar-liq-ma-nu-heu-kʻer-ǰil-qa-bu-run-tʻe-ri-ʻun-za-ra-yin-qo-rin-tʻa-bu-na

20. tay -du -da

21. bu -guė -dur

22. bi -čʻi -beė

§ V. 本碑文の Transcription（転写）と遂語訳

1. moŋga[1] dėŋri-yin[2] kʻucü-dur[3]
とこしえの 天 の 力 において

2. yėke[3] su[4] ǰali-yin[5] ʻihe'en-dur
偉大なる 叡智の輝きの 加護において

3. qa'an ǰarliq manu
可汗の 詔勅←吾等の

4. čʻeriʻud-un noyad-da čʻerig haran-a[6]
兵士等 の 上司達 に， 兵 士等 に，

5. balaqad-un daruqas-da[7] noyad-da yor-
街々 の 長官達 に，上司達 に， 行

6. čʻiqun yabuqun[8] ėlčʻin-e duʻulqaquė
き 交う 使者達に 知らせるべき

7. ǰarliq
詔勅

8. ǰiŋgis[9] qan-u ba qa'an[10]-u ba ǰarliq-dur[11] doyid[12] ėrkʻe'ud[13] sėnšhiŋuŋ[14] dašmad
チンギス 汗の 及び 可汗 の 及び 詔勅 に 僧侶達，キリスト教徒達，道士達 マホメット教徒達は

aliba
すべての

9. alba[15] qubčʻiri ülu[16] üǰen dėŋri-yi ǰalbariju hiruʻer ögun atʻuqayi
使役租税を 見ずに 天神を 祈り 祝福を 与え あれかし

10. geʻekʻdegsed aǰuʻuė ėduʻe ber böʻesu uridan-u
といわれた のであった．今 に あっても 先 の

11. ǰarliq-un yosuʻar aliba alba qubčʻiri ülu üǰen dėŋri-yi ǰalbari-
詔勅 の 通り 総ての 使役租税を 見ずに 天神 を 祈

12. ju hiruʻer ögun atʻuqayi geʻen tʻay ᵘen hᵘu-dur[17] bukʻun ši bi zhi-dur[18] aqun ʻan
り 祝福を 与え あれかし と 大 原 府 に ある 石 壁 寺 に 居る 安

shiŋ
僧

13. lü-da bariǰu[19] yabuʻayi
祿に 奉戴して 行くところの

14. ǰarliq ögbeė ėden-u sümes-dur geyid[20]-dur anu ėlčʻin bu baʻutʻuqayi ulaʻa[21]
詔勅を 与えた．此等の 廟々 に， 家々 に←彼等の使者達は 宿泊しないよう，駅伝荷馬

15. šiʻusu[22] bu baritʻuqayi cʻaŋ[23] tʻamqa bu ögtʻugeė qaǰar usun bag tʻegirmed ya-
食糧を とらないよう，土地税 商売税を 課さないよう，土地 水 庭園 磨臼 いか

16. (26)·ud k'eǰi anu buliǰu t'at'aǰu bu abt'uqayi ėde basa doyid
なる ものをも←彼等の奪い 引き とらないよう 此等の 又 僧侶達は

17. ǰarliqt'u ge·eǰu yosu üge·uė üėles bu üėleddugeė üėledu·esu ülu-
"詔勅あり" とて ことわり なき 行為を 行なわないよう，行なうならば 恐

18. ·u ayuqu (27)mun
れざるべきか それ自体を

19. ǰarliq man-u (28)hük'er ǰil qabur-un t'eri·un (29)zara-yin qorin tabun-a
詔勅を←吾等の 丑の 年の 春 の 最初の 月 の 二十 五日 に

20. taydu-da
大都 に

21. buguė-dur
いる 時に

22. bič'(30)beė
書いた

[註 1] moŋga. この語は従来の諸碑文では moŋk'a, moŋqa または moŋk'e で現われている．しかるに，本碑文で𗥃 moŋga として現われる．Poppe 教授も [P.M.M.HP] の note 1 の c において述べられているように，この語はモンゴル文語及び現代諸方言では前方母音をもつ女性語である．たとえば，Mo. mongke, Kh. мөнх, Khalm, möŋkö のごとく．しかるに八思巴文字蒙古語では第一音節は例外なく moŋ- であって -o- なる男性母音を持つ．第二音節の母音もわずか一例の -k'e を除いて，他の数例は k'a, qa 本碑文は ga で矢張り男性母音をもつ．因みに，ウイグル式モンゴル語文献を調べてみると，矢張り mongke（グユク可汗の印書及びムンへ可汗の碑文）で，第一音節は -o- である．この形は八思巴字に一例だけみられる moŋk'e に等しい．八思巴字の moŋk'a, moŋk'e 及びウイグル式モンゴル字の moŋke も不規則な形である．すなわち，八思巴字においてもウイグル式モンゴル文字においても k' k は女性母音とともにのみ書かれるから k'a という連書は irregular であり，k'e か qa でなければならない．第一音節が moŋ であれば正しい形は moŋqa であるし，第二音節に -k'e がある以上は第一音節は möŋ であってしかるべきである．しかるに moŋk'a, moŋk'e, mongke なのであるから——moŋqa も一例だけみられ，この形は正字法の観点からすれば規則的である——何か此処に理由がなくてはならない．併しながら，この理由は現在の処——Poppe 教授は諸学者の説を紹介して最後に彼の見解を述べているが——はっきりしていない．私自身もこの問題に関して未だ定見を有していないので此処では何も書かない．

なお，本碑文の moŋga の出現によって，従来の moŋk'a, moŋk'e, moŋqa の他に，また一つ新らしい形が増えたわけであるが，moŋga の -g- は k' の誤記であろうと思われる．いずれにせよ，この問題は将来もう一遍とりあげたいと思っている．

[註 2] dėŋri 天，天神．八思巴蒙古語のこの形は，語頭子音に d- を持つ点で，非常に珍らしい形である．この語に対応する諸方言の形は Kha. тэнгэр, Khalm. *teŋgŗ*, Bur. тэнгэри, Ord. *t'eŋger*, Mong. *t'iäŋGeri*, Dag. т'ĕнгĕр ~ т'ĕнiгр, Mog. (z). *tengari* などのごとく総て語頭子音は t- を示している．また，蒙古文語の形も tngri で——この形も変な形であるが——また，H·T の形も騰格里 tenggeri, K. Y.（甲）の形も騰吉里 tenggiri で，矢張り t- である．このように，総ての形は t- を示すのに，八思巴字蒙古語のみは何故 dėŋri のごとく d- を示すのか？ この問題に成功的に答えた学者は未だいないようである．流石の Poppe 教授もこの問題については何もふれていない．私自身も今の処，何とも答えられない．誠に残念であるが将来の考究に俟ちたい．

[註 3] k'uč'ü "力"．この語は，他の碑文では k'učun または k'üč'ün，さらに k'üč'un の三通りの形で現われるが，k'uc'ü なる形は此処に出てくるのが始めてである．その上，Dat.-loc. の形は普通は k'uč'un-dur, k'üč'ün-dür のごとく所謂 "нууц н"（隠れたる н）が現われるのが一般であるが，この碑

文の形は k'uč'ü-dur で -n- が見られない．さて，k'uč'un, k'üč'ün, k'üč'un, k'uč'ü の4形はこの語の書写に対して可能と考えられる総ての形である．文語形の küčün を文字通り表わすのは k'üč'ün であるが，他の三形も誤写とは認められない．何故なれば，パスパ字の k' は女性字であって原則として男性母音とは結合しないから，k'u は k'ü と同価値である．また，パスパ字 orthography では第二音節以下の女性母音は ü と ö で表記されるとともに u, o によっても表記されるからである．したがって，k'üč'un も k'uč'ü もさらに k'üč'un も正語法の上からは別に誤りとはいい難い．

[註 3⁴] yèke. この語は文語の yeke, Kha. の их, Khal. の *ik*³ に対応するものであるからパスパ文字蒙古語としては yèk'e が期待される．しかるに今までに実証される総ての形は yèke である．この理由は今までの処，不明である．私自身考えていることもあるが，未だ発表の段階ではないので将来の機会にゆずりたい．

[註 4] su jali. "叡智の輝き". N. Poppe 教授はこの二語を二語連語と見做し "The combination su jali must be treated as a binom and translated 'grandeur' (P. HP. S. p. 91). のように述べているが，この説には遽にはしたがい兼ねる．また同教授は su に関しても (P.HP. S.) の p. 72 から p. 76 にかけて長い註をつけて，この語に関する諸先学の説を挙げて述べていられるが，su という語の意味に関する限り諸先学の施した訳語はあまり当を得ていず，また Poppe 教授の施した "grandeur" は究極としては認めてよいと思われるが，この語の意味は "叡智，明智" のように訳すべき語と考える．また，もっとも新らしいハルハ・モンゴル語辞典たるモンゴル人の編纂になる Монгол Орос Толь. (1957. Москва) には，その p. 366 に "cyy réний; cyy заль геннáльность" とある処からみて，上のように解すべきと考える．suu jali と熟することによって "叡智の輝き" の本来の語義から "御威光，御稜威" のごとき皇帝の威光を示す意となったと解すべきである．

[註 5] ·ihe·en 加護．この語はそのままの形では蒙古文語及び現代諸方言には現われない．併し語幹の ·ihe·e- に対応する形は Mo. ibege-, Kha. ивээ-, Khal. *iwē-* を発見し得る．N·T では「亦協 (ihe-), 亦協額 (ihe·e-)」が見え，K. Y には「亦協延」が見え，この形はパスパ蒙古語の ·ihe·en にほとんど一致する．さて，この語に関しては二つの問題がある．一は語頭の「·」の子音字の存在で，あとの一は語中の -h- の存在である．この語すなわち ·ihe·en はまた他の碑文において，ihe·en としても現われているから二形が共存していたことになる．八思巴字の蒙古語を表わす子音字「·」は蒙古文語の母音間の γ(g) (稀に b) に当るものであり H. T. の言語では「'」に当るものである．たとえば Ḥp. a·ula, H. T. 峒帆剌 (a'ula), Mo. aγula のごとくであり，·ihe·en のごとく initial に「·」が現われることはまずないといってよい．しかるに八思巴字蒙古語では，この語の他に，·irgen, ·üge, ·üge·u ·ügule- などの語が initial に「·」を持ち，その他，中国語の「鑿旨」を表記するのに ·iji，また中国語「庵廟」を表記するのに ·am mev また，本碑文の「安僧祿」を表記するのに ·an shiŋ lü のごとく ·i, ·am, ·an で写している．中国語表記の方のことは暫く措いて，蒙古語の上に挙げた諸語の「·」を如何に考えるべきであろうか ·ihe·en はその交替形として ihe·en も実証されることは前記のごとくであるが，他の四語の中では，·üge·u のみが üge·uė (若干形が異なるが) なる交替形を実証し得る以外には，他の三語は「·」を持たない交替形を現在までの処，実証し得ない．さて．·ihe·en : ihe·en, ·üge·u : üge·uė のごとき交替があり，その上，これらは表わす意義が同様であるから /·i/ と /i/, /·ü/ と /ü/ とは同一の phoneme と認め得る，すなわち「·」は phoneme としての存在ではなく，·i は i の variant であり，·ü は ü の variant である．音韻論的にはこのように解釈し得るが，当時の蒙古語では，たとえば，·i と i とは音声的には何か差異があったのであろう．もし何の差異もなければこのように表記し分ける必要がないからである．そしてその差異は ·i [ʁi], i[i] のごときであったのではないかと思う．したがって ·ü は [ʁɯ] を表わしたであろう．[ʁ] で表わされる音は軟口蓋の摩擦音で，非常に弱い音であったと考える．[ʁ] は，このように非常に弱い摩擦音であったために，ある場合には聞きとられず，それ故 ·ihe·en: ihe·en のごとき交替が行なわれたのであろう．当時 (14世紀) のパスパ字蒙古語においては母音間の「·」は未だ phoneme としての価値を有していたと思われ，それが initial に立った場合に，その価値を失なったものと解し得る．

次に第二の問題に移る．·ihe·en の -h- を如何に考えるべきかである．まず第一に，この h は中世蒙古語において存在し近代蒙古語において 0 となった anlaut の h と同一の音か否かということである．パスパ字蒙古語では，この -h- は anlaut の h- と同一文字で書かれるから，文字面だけからみればこの -h- と語頭の h- とは同一の音を表わしたとみられる．併し H·T の「亦協 (ihe-)，亦協額 (ihe'e)」の「協」は確かに he であるが，この“協”という字は語頭には用いられず，且つごく稀にしか使用されない（服部四郎：元朝秘史の蒙古語を表わす漢字の研究）のであるから，-h- と h- とが同一の音を表わしたと速断はできない．その上，語中に h が現われるのは，すなわち -h- はこの ·ihe·e- という語幹においてのみである（少なくとも現在までに知られている限りでは）．さらにまた，Mo. ibege-, Kha. ивээ-, Khalm. *iwə̈*- のごとく，この -h- に対して総て /b/ が対応する．以上の諸事実から考えるとこの -h- は，語頭の h- と一応別物ではないかと考えられるかも知れない．だが，此処で語頭の h- の成立をもう一遍見直して見る必要がある．この h- はすでに諸先学によって究明されたように，*p>*ɸ>h>0 の schema によって説明される h- であり，中世蒙古語ではこの語頭の h- は phoneme として存在していた (haran “人々”：aran ”ほとんど” を見よ)，そして，この h は語頭にのみしか現われないとされていた．併し，今，·ihe·e- を発見し，また，h が *p に遡るということを考えると，この -h- も語頭の h，すなわち h- と同一のものであると考えた方がよいと私は思う．中世蒙古語の /h/ は近代蒙古語においては，anlaut においてはゼロ phoneme となり，母音間においては [β] に変化したと見做し得ると思う．母音間に於て [β] と変化したということは h の前身が *p>*ɸ であったことから容易に推定し得る．現代諸方言においてこの -h- に対して /b/ が現われるのは，ここにその根拠が求められる．14 世紀のウイグル式蒙古文字の文献には Mo. と同様に ibege- (The Sino-Mongolian Inscription of 1335) と見えるが，これは /h/ が母音間では，当時に於て [ɸ] 又は [β] に近く発音されていたために，これ等の音を表わすのに最も近い b で表記されたものと思われる。

ウイグル式蒙古文字では anlaut の h- を写す文字が存しなかったために，この音は表記されなかったが，母音間の [ɸ] [β] は b で表記されたわけである．八思巴字蒙古語及び H. T. の ·ihe·e-, ihe'e が Mo. や現代諸方言では ibege- などの形で現われている理由はこのように解さるべきである．

[註 6] haran. 人々．この語は H. T. 及び K. Y. の「哈闌」“人々” にそのまま対応する語である．č'eri·ud-un noyad “兵士等の上司達” に対して č'erig haran がみられるのであるから，この二語は “兵士一般，普通の兵卒達” を意味したもので，haran は下層階級の “人々” の意である．

[註 7] daruqas 長官達．daruqas に対する中国語碑文の訳語は「達魯花赤每」である．「每」は中国語の複数を示す字であり，daruqas の -s を中国語訳したもの．中国語碑文の「達魯花赤」に当る蒙古語は daruqa ではなく daruqači であるから，この中国語碑文の形は蒙古語碑文の形とは一致しない．蒙古語の方が daruqačin であったならば中国語碑文の形は完全に一致するわけである．因みに daruqačin なる pl. form は H. T. において実証し得る．なお，この語に関しては，F. W. Cleaves : Daruγa and Gerege (H. J. A. S. vol. 16) が詳細に取扱っている．

[註 8] yorč'iqun yabuqun 行きかう．行き来する．この二語を中国語碑文は「往来」で訳している．yorči- は “行く，去る” で yabu- とほとんど意義が変らない．私はこの二語を “行きかう” と訳したが Poppe 教授も “go to and fro” のごとく訳出している．山崎忠氏は「1318 年の八思巴字蒙古語碑文解読」(言語研究 26·27 号，1954) において，yorč'iqun を “騎行するところの”，yabuqun を “歩行するところの” と訳されているが，yorč'i- を “騎行する” と解する根拠を示していない．故人となられた現在，直接，氏からお聞きすることができないのは遺憾である．

[註 9] jingis 成吉思汗の “成吉思”．Mo. Cinggis をはじめ，現代諸方言でも語頭子音は č- であって j- ではない．八思巴字蒙古語のみ上記のごとく語頭子音に j- を持っている．この問題も未だ解明されていない問題の一つである．将来の考究に俟たねばならない．

[註 10] qa·an 可汗．これは語の意味が問題なのではなく，この qa·an なる語が一体誰を指しているかが問題なのである．Poppe 教授も 1276 年の安西王令旨碑のこの qa·an に註を附し，Chavannes 氏の説

——この qa·an はウゲデイ汗のことであるという——を挙げて，この説にしたがっている．Chavannes 氏のこの説は「1314 年のボヤント汗の詔勅」と比較して考究した説で正しい．私も，したがって，この qa·an を総訳では「ウゲテイ汗」と訳すことにしたい．

[註 11] doyid 仏教の僧侶．(doyin の pl.). Mo. toyin, Kha. тойн, Khalm. *tōn*. K. Y. 脱因 toyin のごとく語頭子音は t- であって d- を示さない．八思巴字蒙古語のみ doyid である．八思巴字蒙古語のこの種の問題は未だほとんど解決されていないが，将来まとめて言及したいと思う．なお doyid の中国訳は「和尚」で，“仏教の僧侶”を意味した．

]註 12] érke·ud キリスト教徒 (érk'e·un の pl.). この語に関しては N. Poppe 教授が [P. HP. S.] の註 9 において詳しく述べられているので此処に駄足を加える必要はあるまいが，現代諸方言には，Ordos. *er^{k}xūt* 以外に発見し得ないのはどうしてだろうか．中世蒙古語の文献では [M. al. A] に erke'un (sing.), erke'ud (pl.) が見え，[I. M.] *erke'ün* が見える．キリスト教徒を指した言葉であり，すでに，14 世紀頃からモンゴルにキリスト教(の一派)がは入っていたことが知られる．中国語では「也里可温」と音訳されている．

[註 13] sënshiŋuŋ 道士達．sënshiŋ は中国語「先生」の音訳．-uŋ は -ud の誤写である．-ud は複数語尾．「先生」は此処では道教の道士を意味する．

[註 14] dašmad 回教徒．中国語碑文では「答失蛮毎」と見える．“毎”は複数を表わす語であるから“答失蛮”が蒙古語 dašman を表わしたもの．dašman は dašmad の sing.form で [M. al. A] において danišmend/danišmand として実証される．ペルシャ語 dānišmand (智者) を借用したもの．(P. HP. S.)

[註 15] alba qubč'iri, 租税．この二語は各々現在では алба (н) “公務，公事，公用” гувчуур “税，租税，年貢”のような意を有するが，алба гувчуур と連語になった場合は，алба татвар “税金，租税”と同様の意である．(モンゴル科学アカデミーから出版された《Монгол үсгийн дүрмийн толь бичиг》，の алба の項を見ると алба гувчуур が見え，その説明に алба татвар を挙げている)．この八思巴蒙古語の alba qubč'iri は勿論 алба гувчуур に対応するが——гувчуур と qubč'iri とは語幹を同じくするが，接尾辞が異なる．гувчуур は Mo. qubčiγur に対応するが，これは qubči-γur すなわち Kha. では гувч-уур と分析し得る，八思巴字の qubč'iri は qubč'i-ri のように分析し得るから，接尾辞は -γur (yyp) : -ri と異なる——すでに 14 世紀から，二語に熟して用いられていたわけである．N. Poppe 教授は alba と qubč'iri とを別々に訳出しており，氏のこの語に関する註は (註 10 の c) 非常に有益であるが，それにも拘わらず，私はこの二語を熟語と解した方がよいと思う．alba は現代の Kha. алба の意から推察されるごとく，自己の領主，支配者に対する義務的な労力奉仕を意味したものであろうし，qubč'iri は家畜とか羊毛とかフェルトのごとき現物税であったであろうが，alba qubč'iri と熟してその種の義務的な総ての奉仕を意味したと私は思う．それ故，alba qubč'iri は義務的な労力的な納税的行為およびその納税物をも含めたものという幅の広い内容を意味したと考えるべきである．

[註 18] t'ay ᵘen hᵘu は中国語「大原府」の音訳であり，ši bi zhi は「石壁寺」の音訳である．石壁寺に関しては序文を参照されたい．

[註 19] bariju yabu·ayi 奉戴して行くところの．この語句も他の碑文にはとんど必らず見られる言葉であるが，先学諸氏の訳解はまちまちである．山崎忠氏は “所持して行くべき” と訳され (前掲論文)，Poppe 教授は “to be retained” or “to be kept (in their possession”) と解されるが，私は “奉戴して行くところの，奉持して行くところの”と解する．bari- は非常に広い意味を表わす動詞語幹で，普通は “持つ，摑む，握る” の意で，その他 “(建物などを) 建てる” を意味し，また，長上者に対して “奉つる．奉戴する” の意を持っている．この bariju yabu·ayi は前後関係をよく見て読めば「(皇帝が) 石壁寺にいる安僧祿に (彼，即ち安僧祿が) 奉戴して行くところの詔勅を与えた」と解し得る．したがって，Poppe 教授の “to be retained” は採るわけには行かない．

[註 20] geyid 家々．この語は H. T. の格亦惕 geyid に対応する語である．格亦惕には「家裏毎，家」

の傍訳が附されているから“家”の複数を意味したものであろう．Mo. keyid, Kha. хийд, Khalm. *kiD* は共に“僧院，修道院”の意を示し，語頭子音は異なるが geyid に当る語である．geyid は複数形と考えられるが，ger（家）の複数形と考えるのは少し無理な感じがする ger の pl. form として考えられる形は *ged であろうが，このような形は実証されていなく，また，*ged が実証し得たとしても geyid とは少し音声的に距りがある．geyid はそれ故，複数形というよりも“家々”という概念を表わしたもともと集合名詞のようなものではなかったかと思う．たとえば irgen“民族”のごとき語は，中世モンゴル語では，文法的に複数的取扱いを受けているが形の上では pl. form ではない．元来，“家々”の意を有していたものが，現在では“僧院”を意味しているが，その意義変化の過程は，はっきりしない．考えている処もあるが，未だ臆測の域を出ない．

[註 22] ula·a 駅伝（荷）馬．山崎忠氏は上掲論文において，この語に註を施し，そこで，「ホッペ教授は ＜荷馬車＞ をあてているが，これは誤りで駅伝馬のことである．‥‥」と述べているが，Poppe 教授の訳は ““relay horses” であるから誤りではない．山崎氏の感違いであろう．ula·a は Mo. ulaγa, Kha. улаа, Khalm. ulā, Bur. улаа で，古くから一貫して“駅伝馬”の意を有し，現代でも，勿論，この意味に使用されている．駅（өртөөн）と駅とを結ぶ馬のことだから，勿論荷物を積むこともあるから“荷馬”でもあるわけだが，本質は“荷馬”ではない．その意味から，この語をロシヤ語の подвода で訳すのは誤解される恐れがある．

[註 22] ši·usu 糧食．この語は現代の諸方言では“液，汁”の意を示し，また“食料”の意もあるが，古くは公用で，旅をする官吏に対する食糧を中心とする現物給与を意味したもので，[M. O. T.] には 3) ucm. натура́льная ре́нта предме́тами гита́ния（食糧による現物賃金）のごとく見えている．

[註 23] c'aŋ t'amqu 土地税，商業税．c'aŋ は中国語「倉」の音訳．t'amqa は“印，印章”を意味する．対訳の中国語の碑文では，この両者を「税」のみで訳しているが，V. Barthold の研究で明らかなように，c'aŋ は landtax, t'amga は indirect taxes on commercial and industrial establischments in cities. を示したものである．なお，Poppe 教授の註 10 に詳しい言及があるので参照されたい．

[註 24] bu ögt'ugeė 課さないように．この個所は従来の解読には問題がある．この語句の前後が本碑文と同様の「1321 年のダルマバラ太皇太后の懿旨」および「1318 年の陝西 陽県光国寺碑文」（山崎氏の解読になる上掲碑文）における Poppe，山崎両氏の解読は次のとおりである．最初に前者の Poppe 教授の訳文を見てみよう．（文脈を示すために少し前個所から引用する）

ėden-u sümes-dur, gerid-dur anu ėlč'in bu ba·ut'uqayi ula·a ši·usu bu barit'uqayi
c'aŋ t'amqa bu ögt'ugeė.

この原文に対して，Messengers must not stop at their temples and dwellings.
They [=messengers] must not take relay mounts and provisions.
They [=Taoists] are not to pay land and commercial taxes.

のごとく解訳されている．

また，山崎氏は上掲論文の逐語訳の処で，上文を「これらの寺々に，僧房に（彼等の）使者たちは泊らないように，駅伝馬，あてがいはとりたてないように，地税，商税は与えないように」と解されている．また，「訳文」の処では「土地税，商業税はあづからないように」のように訳文が幾分異なる．

ögt'ugeė の語幹 ög- は“与える”の意で直訳すれば確かに「与えないように」（bu を伴なって）となるが，このように解するには，Poppe 教授のごとく，主語を変えて考えねばならぬ，すなわち「‥‥使者たちは泊らないように，（使者たちは）駅伝馬，あてがいはとりたてないように，（道士達は）地税，商税を与えないように（払わないように）」のごとく考えねばならぬ．このように，前文の主語と ögt'ugeė の主語を変えて，このように解することにはまず無理があるし，また，これらの詔勅は——本碑文を含めて——皇帝が軍の長官兵士，城街の長，官吏達に，または往来する使者達に対して，寺領，寺産の保護を目的として発布されたもので，皇帝が“お前達はこれこれのことを寺々に対して守ってやらねばいけない”という内容の詔勅であるから，„お前達は～するように，～しないように”のごとく，文の主語は常に“お前達”

でなければならない．したがって Poppe，山崎両氏のこの訳文は適切とはいい難い．それ故，この bu ögt'ugeė は“(汝等は) 土地税，商業税を寺々に与えないように (即ち課さないように) のごとく解さるべきである．このように考えれば，Poppe 教授のように，主語を前文と変えて解する必要はなくなるわけである．

[註 25] baq 庭園．この語はペルシャ語 bāγ の借用語

[註 26] ya·ud k'eji いかなるものをも．k'eji は k'ed-i から転んじた形．ya·ud ked は ya·un ke の pl. form である．この ya·u ke は Poppe 教授の指摘しているごとく (P. HP. S. 註 21 a) H. T. に数回現われる．たとえば牙兀 客辺 ya'u ke-ben (六 1 四)“いかなるものを”には「甚麼物等自的」の傍訳が附されているから，ya'u ke は「甚麼物等」で訳され，したがって ke は「物等」ということになる．また，(十15二) 牙兀客 ya'u ke は「物件等」だけで「甚麼」が見えない．併し，牙兀 ya'u が「甚麼」の意を表わすことは明らかであるから客 ke が「物件」を意味することは確かであろう．Poppe 教授はダゴール語の $y^{\tilde{a}}ki$ “something” を示し ya'u ke も ya'uke のように一綴に書いているから ya'u ke を一語と考えているようである．併しダゴール語の $y^{\tilde{a}}ki$ は共時的には一語と見られるかも知れないが，H. T. の ya'u ke は ya'uke とするよりも ya'u“いかなる” ke“物”と考えた方が私はよいと思う．この ke“物”は朝鮮 語の 것 *kəs*“物”と比較し得ると思う．

[註 27] mun それ自体，そのこと自体．Poppe 教授はこの mun を“彼”と訳し ülu·u ayuqu mun を“shall he not be afraid”と解しているが，これは当らない．この mun は“彼”でなく，前文の内容 (即ち“理なき行為をする”こと) を受けて，それを強調的に表現した mun“そのこと自体”である．したがって Poppe 教授のごとく，mun は ayuqu の subject ではなく object となる．このことは，中国語の対訳「不怕那甚麼」からも明らかである．“そを恐れざるべけんや”とでも訳せばよい．

[註 28] zara 月．八思巴字蒙古語以外のわれわれの持っている総ての資料では sara“月”である．にも拘わらず，八思巴字においては語頭子音が s の有声音の z で現われている．八思巴字においても，この語以外は，s の期待し得る処には，矢張り s が現われている．この sara だけが zara なのである．この理由を何処に求むべきか，先学諸氏は何もふれてない．私自身も現在の処，この理由は残念ながら未だわからない．

[註 29] bič'ibeė 書いた．今までに発見されている総ての碑文には bič'ibeė だけが見え，bič'ibe は見られない．これは bič'ibeė に限ったことでなく，Mo. における過去の動詞語尾 -ba/-be の方は全然現われず，常に -bai/-bei (八思巴字の -bayi/-beyi (-beė) の方が現われる．このことは Poppe 教授がすでに指摘している処である．さて，それなら，どうして -bayi/-beyi (-beė) の方だけが使われているか．この問に対する答えは簡単である．皇帝の詔勅などは荘重，丁寧な表現を常とする故，*指下形の -ba/-be はまづ使われず，*指上形の -bayi/-beyi (-beė)) が使われたと答え得る．

§ VI. 八思字碑文の総訳

とこしえなる天神(あまつかみ)のみ力にて

大いなる御稜威の加護のもと(降す)

可汗なる我が詔勅(は)

兵士等の上司達に，一般兵卒に，街々の長官達に，上司達に，行き交う使者達に宣諭すべき詔勅 (なり)．

* 指下形，指上形については拙論「中世蒙古語の動詞語尾の体系」(言語研究 40号 日本言語学会 1961) を参照されたい．

成吉思汗の,はた,ウゲデイ可汗の詔勅に，仏僧達，キリスト教徒達，道教徒達，回教徒達は総ての公的なる租税を顧みず，天神(あまつかみ)を祈りて，祝福を与えあれかしと曰えり．今にありてもいにしえの詔勅に従いて，総ての公の租税を顧みず，天神(あまつかみ)を祈りて，祝福を与えあれかしと大原府なる石壁寺にある安僧禄に奉持してゆくべき詔勅を与えたり．

此等の廟々に，彼等の家々に，使者等は宿泊せざるべし，駅伝馬，糧食をとらざるべし，地税，商税を課さざるべし，地領，用水，庭園，磨臼など，彼等のいかなるものをも奪い引きとらざるべし．

此等の，又，仏僧達は“詔勅あり”とて理なき行為を行なわざるべし，行うならば，それ自体を恐れざるべきや，

我が詔勅をば，丑の年の睦月二十五日，大都にある時に記せり．

§VII. 語彙索引

(**a**)

*a- いる, ～である; Mo. a- Kha. a-

aǰu'ė (prät. imperf.) 10

aqun (nom. fut. pl.) 12

at'uqayi (imperat.) 9, 12

alba 公務, 租税, 賦役 9, 11 Mo. alba (n), Kha. алба (н)

aliba 総ての, あらゆる 8, 11 Mo. aliba, Kha. аливаа

anu <*an-u 彼等の 14, 16 Mo. anu

*ayu- 恐れる Mo. ayu-, Kha. ай-

ayuqu (nom. fut.) 13

(**b**)

ba 吾々(exclusive) 8[2] Mo. ba, Kha. ба

balaqad 城, 城塞 Mo. balγad (balγasun の pl), Kha. балгасан

balaqad-un (gen.) 城の 5

baq 庭, 庭園 16 Mo. baγ

*bari- 握る, 掴む, 奉持する, 捧げる Mo. bari-, Kha барь-

bariǰu (conv. imperf.) 13

barit'uqayi (imperat.) 15

basa 又, も亦 16 Mo. basa, Kha. бас

*ba'u- 下りる, 宿泊する Mo. baγu-, Kha. буу-

ba'ut'uqayi (imperat.) 14

bar 強意の助辞 "～でも" 10 Mo. ber, Kha. бэр

*bič'i- 書く Mo. biči-, Kha. бич-

bič'ibeė (prät. perf.) 21

*bö- ある, いる, ～である Mo. bö- ～ bu-, Kha бө-

bö'esu (conv. condit.) 10

bu 否定の助辞. 動詞の命令形に前置される. "～なかれ" 14, 15[2], 16, 17, Mo. buu, Kha. буу

*bu- ある, いる, ～である Mo. bö- ～bu-, Kha бө-

buk'un (nom. fut. pl.) 12

buguė (nom. fut. sing.) 21

*buli- 奪う, 強奪する Mo. buliya-, Kha. булаа-

buliju (conv. imperf.) 16

(c')

c'aŋ 土地税 (中国語 "倉" より) 15

(č')

č'erig 兵士, 軍隊 4 Mo. čerig Kha. цэрэг

č'eri'ud 兵士達 (č'erig の pl.)

č'eri'ud-un (gen.) 4

(d)

daruqas 長, 頭(カシラ) (daruqa の pl.) Mo. daruγa, Kha. дарга

daruqas-da (dat.-loc.) 5

dašmad 回教徒 8 Pers. dānišmand

dėŋri 天, 神 Mo. tngri, Kha. тэнгэр

dėŋri-yin (gen.) 1

dėŋri-yi (acc.) 9, 11

doyid 仏教徒 8, 16 (doyin の pl.) Mo. toyiŋ Kha. тойн

*du'ulqa- 知らせる Mo. duγulγa-, Kha, дуулга-

du'ulqaquė (nom. fut. sing.) 6

(ė)

ėde 此等, 此等の 16 Mo. ede, Kha. эд

ėden 此等, Mo. eden, Kha. эдэн

ėden-u (gen.) 14

ėdu'e 今 10 Mo. edüge, Kha. эдүүгээ

ėlč'in 使者達 (ėlč'i の pl.) Mo. elči (n) Kha. элч (ин)

ėlč'in-e (dat.-loc.) 6

ėrk'e'ud キリスト教徒達 (ėrk'e'un の pl.) 8

(g)

*ge'e- ～と云う Mo. keme- Kha. хэмээ-

ge'en (conv. mod.) 12

ge'eju (conv. imperf.) 17

geyid 家々, 寺院 Mo. keyid, Kha. хийд

geyid-dur (dat.-loc.) 14

(**h**)

haran 人々 Mo. aran

haran-a (dat.-loc.) 4

hiru'e 祝福 9, 12 Mo. irüger, Kha. ерөөл

hük'er 牛 19 Mo. üker, Kha. үхэр

(**ǰ**)

*ǰalbari- 祈る Mo. ǰalbari-, Kha. залбир-

ǰalbariǰu (conv. imperf.) 9, 11

ǰali 輝き, 光, 威光 Mo. ǰali Kha. зальь Khalm. *zäl'i*

ǰali-yin (gen.) 2

ǰarliq 詔勅 3, 7, 14, 19 Mo. ǰarliγ Kha. зарлиг

ǰarliq-dur (dat.-loc.) 8

ǰarliq-un (gen.) 11

ǰarliqt'u 詔をもてる 17 Mo. ǰarliγtu Kha. зарлигт

ǰiŋgis 成吉思 (pr. name) 8 Mo. Cinggis Kha. Чингис

(**k'**)

k'eǰi <k'ed-i 16 k'ed 誰 (k'en の pl.) Mo. ken, Kha. хэн

k'uč'ü 力 Mo.küčü (n) Kha. хүч (ин)

k'uč'ü-dur (dat.-loc.) 1

(**m**)

manu <*man-u 吾々の 3, 19 Mo. manu Kha. маны

mun 彼自身, それ自体 18 Mo. mun Kha. мөн

(**n**)

noyad 貴族, 官人 (noyan の pl.) Mo. noyan Kha. ноён

noyad-da (dat.-loc.) 4, 5

(**ǒ**)

*ög (u)- 与える Mo. ög-, öggü- Kha. өг-, ө-

ögun (conv. mod) 9, 12

ögbeė (prät. perf.) 14

ögt'ugeė (imperat.) 15

(**q**)

qabur 春 Mo. qabur Kha. хавар

qabur-un (gen.) 19

qaǰar 土地 15 Mo. γaǰar Kha. газар

qan 汗, 皇帝 Mo. qan Kha. хан

qan-u (gen.) 8

qa'an 可汗, 皇帝 3 Mo. qaγan. Kha. хаан

qa'an-u (gen.) 8

qorin 二十 19 Mo. qori(n) Kha. хор(ин)

qubč'iri 税 9, 11 Mo. qubčiγur Kha. хувчуур

(**s**)

sėnšhiŋ 先生 (中国語の音訳)

sėnšhiŋ-uŋ (ud の誤り) (sėnšhiŋ の pl.) 8

su えい智, 明智 2 Mo. suu Kha. суу

sümes 寺々, 廟々 (süme の pl.) Mo. süme Kha. сүм

sümes-dur (dat.-loc.) 14

(ˇ)

šibizhi 石壁寺 (中国語の音訳)

šibizhi-dur (dat.-loc.) 12

ši'usu 糧食 15 Mo. šigüsü (n) Kha. шүүс (эн)

(**t**)

taydu 大都 (中国語の音訳)

taydu-da (dat.-loc.) 20

(**t'**)

t'abun 五 Mo. tabu(n) Kha. тав(ан)

t'abun-a (dat.-loc.) 19

t'amqa 印, 商売税 15 Mo. tamaγa Kha. тамга

*t'at'a- 引く, とる Mo. tata- Kha. тат-

t'at'aǰu (conv. imperf.) 16

t'ayᵘenhᵘu 大原府 (中国語の音訳)

t'ayᵘenhᵘu-dur (dat.-loc.) 12

t'egirmed 磨臼 15 (tegirme の pl.) Mo. tegirme Kha. тээрэм

t'eri'un 最初, 始め 19 Mo. terigün Kha. түрүүн, тэргүүн

(**u**)

ula'a 駅馬 14 Mo. ulaγa Kha. улаа

usun 水 15 Mo. usu(n) Kha. ус(ан)

(**ü**)

*üėled (u)- 行う, 為す Mo. üiled- Kha. үйлд-

üeleddugeė (imperat.) 17

üėledu'esu (conv. condit.) 17

üėles 行為 (üėle の pl.) 17 Mo.üile, Kha. үйл

üge'uė ～ない 17 Mo. ügegüi

*üje- 見る Mo. üǰe- Kha. үз-

üǰen (conv. mod.) 9, 11

ülu 動詞の否定語. 動詞に前置される. "～でない" 9, 11 Mo. ülü, Kha. үл

ülu'u ülu の疑問形 "～でないか" 17 Mo. ülü-üü

(**y**)

*yabu- 行く Mo. yabu- Kha. яв-

yabuqun (nom. fut. pl.) 6

yabu'ayi (nom. imperf.) 13

ya'ud 何 (ya'un の pl.) 15 Mo. yaγun Kha. юу(н)

yėke 大きい, 偉大な 2 Mo. yeke Kha. их

*yorč'i- 去る, 行く Mo. yorči- Kha. ёрч-

yorč'iqun (nom. fut. pl.) 6

yosu 道理, ことわり 17 Mo. yosu (n) Kha. ёс(он)

yosu'ar (instr.) ～の通りに 11

(**z**)

zara 月 Mo. sara Kha. сар

zara-yin (gen.) 19

(**·**)

·an shiŋlü 安僧禄 (中国語の音訳)

·an shiŋlü-da (dat.-loc.) 13

·ihe'en 加護 Mo. ibegen Kha. ивээн

·ihe'en-dur (dat.-loc.) 2

§ VIII. 対訳の中国語碑文について

八思巴字蒙古語碑文に対応して，中国語訳の碑文がある．従来の八思巴字蒙古語碑文にも対訳の中国語碑文が見られ，それらの碑文と，この中国語碑文を比較すると，その敍述形式はほとんど同じで，内容も個有名詞を除くと，大きな差異はない．

併し，この種の碑文に見られる中国語は，文法的にも，語彙的にも，特異なもので，原文の八思巴字蒙古語碑文を参照しないと，理解に困難な個所が随所に見られる．それ故，ここで，その特異点について若干言及しておきたい．まず中国語碑文の全文を以下に示す．

①
長生天気力裏
②
大福廕護助裏

皇帝聖旨

管軍的官人③每根④底軍人每根底城子⑤裏達魯⑥花赤官人每根底往来的使臣每根底宣諭的

聖旨

成吉思皇帝聖旨裏⑦和尚每也⑧里可温每⑨先生每⑩荅失蛮每⑪不揀甚麼⑫差発⑬休⑭交当者拝天祝寿⑮者⑯道有来麼⑰道如今⑱呵依着在先

聖旨裏不揀甚麼差発休当拝天祝寿者麼道太原府裏石壁寺有的安僧録根底⑲執把

聖旨与了也這院房子寺裏使臣休　安下者鋪馬祗応⑳休要者税粮休納者地上園林水碾㉑不揀甚麼物件他每的㉒休奪要者麼

道更這和尚每

聖旨与了也没躭例的勾当休做倣呵他每不怕㉓那甚麼

聖旨了也

牛児年正月二十五日大都有時分写来

前第九代住持沙門従吉　立石
見住持伝法嗣祖沙門　　元寔

本県楊主　刊

まず ① 長生天気力裏は，蒙古語の moŋga dèŋri-yin k'uč'ü-dur の中国語訳で，moŋga "永遠の" を「長生」で，dèŋri "天" を「天」で，k'uč'ü "力" を「気力」で，-dur「～に於て，～に於ける，～による」を「裏」で訳したもの．ほとんど蒙古語の直訳体である．② の「大福廕護助裏」も，蒙古語 yèke su ǰali-yin ·ihe·en-dur をそのまま直訳したもので，yèke "大きい" を「大」で，su ǰali "明智" を「福廕」で，·ihe·en "加護" を「護助」で，各々訳し

たもの．③ の「每」は現代中国語の北方官話の「們」に当るもので，人間の複数を示す．この後にも続出する「每」は総て，この複数を示す「每」である．元時代の北方官話では，この「每」が広く使用され，元朝祕史蒙古語の中国語傍訳および総訳にも「每」は頻繁に用いられている．たとえば 可兀惕 (ko'ud) [ko'un の pl.] のごときである．

次に ④ 根底は，蒙古語の dative を示す場合の -dur の中国語訳である．同じ -dur でも locative の場合は，「裏」によって訳されている．この「根底」は元代の白話に見られる形で，「張相：詩詞曲語辭匯釈」にくわしい説明が見られる．⑤ の「裏」は上に述べたように主に蒙古語の locative の -dur を訳すのに用いられているが，蒙古語の方が「～にいるところの」の意を示す -yin (～の) の訳にも用いられる．この場合は後者である．⑥ の「達魯花赤」は蒙古語 daruqač'i の音訳である．蒙文碑文の方は daruqas (daruqa の pl.) であるから，中国語音訳の形とは若干異なる．⑦ 和尚每は蒙古語 doyid "僧侶達" (doyin の pl.) の訳で，仏教僧を指している．⑧ の「也里可温」は蒙古語 erk'e'un の音訳．erk'e'un はキリスト教徒のことである．⑨「先生」は現代中国語の「先生」の意ではなく，道教徒を指すもの．⑩ の「答失蛮」は蒙古語 dašman "回教徒" の音訳．⑪ の不棟甚麼は蒙古語 aliba "総て (の)" の中国語訳である．

⑫「差発」は蒙古語の alba qubč'iri の訳である．alba qubč'iri は蒙文碑文の註 15 において述べたように，alba は "義務的な賦役" を意味し，qubč'iri は "税" を意味する．したがって，中国語の「差」で alba を，「発」で qubč'iri を訳したものであろう．なお，「諸岡轍次：大漢和辞典」には，「差」に "賦役" の意を示している，また，「差発」には "外国から徴発する賦税" という解が見られる．

⑬ の「休」は蒙古語の bu "～するなかれ" を訳した言葉で，これも元朝祕史蒙古語の中国語傍訳および総訳に屢々見られるものである．

⑭ の「交当」は上の「差発」に呼応するもので「交発」で "税を納める"，「当差」で "賦役に当る" を意味するもの．

⑮ の「者」は蒙古語の命令形語尾 -tuqayi ～ -tugeė "～するように" を訳した言葉．⑯，⑰ の「道有来麼道」は蒙古語 ge'ek'degsed aǰu'uė "～と云われたのであった" を訳したものと思われるが，「麼道」はここには必要がないと思われる．ge'ek'de- を「道」で訳し，-gsed aǰu'uė を「有来」で訳したものであろうから，次の「麼道」は不必要であろう．普通「麼道」は蒙古語の ge'e- "～と云う" を訳す時に用いられる言葉である．⑱「如今呵」は蒙古語の ėdu'e ber bö'esu "今であっても" を訳した句である．中国語の「呵」は，蒙古語の仮定の副動詞語尾 -'asu ～ -'esu を訳すのに用いられ，ここでも bö'esu の -'esu を「呵」で訳してい

る.

⑲「執把聖旨与了」は蒙古語の bariǰu yabu'ayi ǰarliq ögbeė" 奉持して行くところの詔勅を与えた" に当る中国語訳である. したがって「執把」で bariǰu (yabu'ayi) を訳したことになる. この句の語の排例も, 中国語的ではなく, 蒙古語の構文に倣ったものであろう. ⑳ の「鋪馬祗応」の「鋪馬」は "駅伝の馬" を意味し, 蒙古語の ula'a に当る. 併し,「祗応」"奔走に供する官吏 (諸岡氏の大漢和)" に当る蒙古語は見られない. 蒙古語の ula'a が, 駅伝馬のみならず, 駅伝事務に従事する官吏をも含めた意味を有していたのかも知れない.

㉑ 地土園林水碾は蒙古語 qaǰar usun baq t'egirmed の中国語訳である.「地土」で qaǰar usun "地水" (これは土地の意) を,「園林」で baq "庭園" を,「水碾」で t'egirmed "磨臼" を訳したもの.

㉒ の「他毎的」は, 蒙古語 anu "彼等の" の中国語訳であるが, この句のこの文中における位置は中国語の構文法からは許されない. これは, ya'ud k'eji anu "いかなるものをも 彼等の" (彼等のいかなるものをもの意) に見られる蒙古語の aun の位置にそのまま倣ったために起ったものである.

最後に ㉓ の不怕那甚麼は, 蒙古語の ülu'u ayuqu mun "恐れざるべけんや, それを" の中国語訳で, 蒙古語 mun "それ自身, それ自体, 彼自身" を「那」で訳し, 全体としては蒙古語の意味をよく伝えている. 中国語の方は "それを恐れざるは何ぞ" とでも訳せよう. (中国語の田中先生のご教示による).

以上, 中国語碑文の中国語について, その特異な語彙および語法について簡単に記したが, もとより, 中国語の方は私の専門からはなれるので, 多分に誤解も存するかと危ぶまれる. 識者のご叱正を仰ぎたい. なお, 最後になって了ったが, 東京外国語大学中国語研究室の輿水優氏にはいろいろと助言をいただいた. ここに感謝の意を表する次第である.

後　　記

以上, 本碑文の八思巴字蒙古語碑文の解読に関しては, 大体, その意をつくしたが, 本碑文の蒙古語に見られる, 若干の音韻的, 形態的特徴について最後にまとめて言及したかった. 併し, 今は, その時間的余裕をもてないので, 何かの機会に発表することとしたい.

また, 対訳の中国語碑文の方も, もう少しくわしく言及したかったが, これも後の機会にゆずらざるを得なかった. 元時代の白話の要素が濃厚なこの中国語碑文は, 恐らく, 中国語白話史の研究にはよい資料を提供するものであろう. 短日時の間に, 稿を成したので, 図らざる, また, 浅学のための誤りを恐れている. 先学諸兄のご教示を俟つ次第である.

略　　号

Bur.	Buriat ブリヤート方言
Dag.	Dagur ダゴール方言
Kha.	Khalkha ハルハ方言
Khalm.	Khalmuk カルムュク方言
Mog.	Moghol モゴール方言
Mong.	Mongguor モングォール方言
Oir.	Oirat オイラート方言
H. T.	Монголын Нууц Товчоо（モンゴルの祕史）元朝祕史
K. У.	華夷訳語（主に甲種本）
Mo.	Written Mongolian 蒙古文語
P. HP. S.	N. Poppe: The Mongolian Monuments in Hp'ags-Pa Script.
acc.	accusative 対格
conv. condit.	converbum conditionale 条件副動詞
conv. imperf.	converbum imperfecti 不完了副動詞
conv. mod	converbum modale
dat.-loc.	dative-locative 与位格
gen.	genitive 属格
imperat.	imperative 命令形
nom. fut.	nomen futuri 形動詞未来
nom. perf.	nomen perfecti 形動詞過去
pl.	plural 複数
sing.	singular 単数

The Decipherment of the Mongolian Inscription in Hp'ags-pa Script of 1365 or 1377

Shigeo Ozawa

This inscription in Ḥp'ags-pa script which has been hitherto unknown to most of Mongolists, is located in Shi Pi Temple (石壁寺) at Chiao Ch'eng Prefecture (交城県), Shan Hsi Province (山西省) in China.

A facsimile of this inscription was introduced into Japan by a Japanese Buddhist, Rev. Ekei Sugahara, when he was invited to China in 1957 by the Chinese Government, but Ḥp'ags-pa script was so far outside his knowledge that the facsimile had long been left unnoticed.

Recently I had an opportunity of meeting him, and ascertaining the facsimile, I spent some time in deciphering and the result is what follows in this paper.

"Our Imperial Edict (which is proclaimed) by dint of the power of eternal Heaven and the divine protection of the greatest glory of wisdom is one addressed to military commanders and personnel, to daruγas and noyad of walled cities, and to messengers coming and going.

In the Imperial Edicts of both Chinggis qan and Ögedei qaγan it was stated that Buddhist priests, Nestorian priest, Taoists, and Mohamedan clergy are ordered to pray to Heaven and give blessings without paying any of alba qubčiri (tribute and taxes).

Stating that even now according to the previous Edicts they should pray to

Heaven and give blessings without paying any of alba qubčiri (tribute and taxes), we grant this Imperial Edict, which should be closely observed, to An Seng Lu (安僧録), Buddhist priest who is in Shi Pi Temple (石壁寺) at Tay Yüan Fu (大原府).

(You) Messengers must not stay at their temples and his dwellings, must not take up relay horses and provisions; and no one should levy land and commercial taxes, or plunder lands, water, gardens, mills or anything else that belongs to them. Likewise these Buddhist priests must not commit unlawful deeds, saying they have an Imperial Edict. If they dare do such things, should they not be afraid of the very doing them.

We wrote our Imperial Edict on the twenty-fifth of the first month of spring, the Year of the Ox (1365 or 1377), while staying at Tay du (大都)".